

令和5年3月定例教育委員会次第

日時：令和5年3月15日（水）
午前10時～午前11時30分予定
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|---|-----------------------|
| 第36号議案 | 犬山市立学校管理規則施行細則等の一部改正について | (学校教育課) |
| 第37号議案 | 犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部改正について | (文化スポーツ課) |
| 第38号議案 | 犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部改正について | (子ども未来課) |
| 第39号議案 | 犬山市立幼稚園条例施行規則及び犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について | (子ども未来課) |
| 第40号議案 | 犬山市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正について | (子ども未来課) |
| 第41号議案 | 犬山市文化財保護条例施行規則等の一部改正について | (歴史まちづくり課) |
| 第42号議案 | 犬山城管理委員会規則の一部改正について | (歴史まちづくり課) |
| 第43号議案 | 犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員）の委嘱及び退任について | (歴史まちづくり課)
・・・当日配布 |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|---|-----------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) | 令和5年度教職員定期人事異動に係る事項について
・・・当日配布 | (学校教育課) | No.2 |
| (3) | 令和4年度犬山市教職員退職辞令伝達式について
日時 令和5年3月31日(金) 午前10時00分より
場所 犬山市役所5階 501・502会議室 | (学校教育課) | |
| (4) | 令和5年度犬山市教職員辞令伝達式について
日時 令和5年4月3日(月) 午前9時45分より
場所 犬山市役所2階 205会議室 | (学校教育課) | |
| (5) | 令和5年2月議会について・・・当日配布 | (教育部) | No.3 |
| (6) | 「犬山の教育施策2023 学びの学校づくり」について | (学校教育課) | No.4 |
| (7) | 犬山市教育振興基本計画の見直しについて | (学校教育課) | No.5 |
| (8) | 4月・5月行事予定表について | (学校教育課) | No.6 |
| (9) | 「学校へ行けなかった僕の居場所」（仮題）について | (文化スポーツ課) | No.7 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

次回開催日：令和5年4月25日(火) 午前10時～ (401会議室)

犬山市教育委員会第3.6号議案

犬山市立学校管理規則施行細則等の一部改正について

犬山市立学校管理規則施行細則等の一部を改正する規則を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和5年3月15日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、申請書等の各種様式に係る二重敬称を解消
するため必要があるからである。

犬山市立学校管理規則施行細則等の一部を改正する規則

(犬山市立学校管理規則施行細則の一部改正)

第1条 犬山市立学校管理規則施行細則(昭和34年教委細則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第2中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改め、「㊦」を削る。

様式第3中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改め、「㊦」を削る。

様式第4及び様式第5中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改め、「㊦」を削る。

様式第6中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改め、「㊦」を削る。

様式第8中「学校長 様」を「学校長」に改め、「㊦」を削る。

様式第10中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改め、「㊦」を削る。

様式第11から様式第15までの規定中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改め、「㊦」を削る。

(犬山市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 犬山市教育委員会公印規則(昭和60年教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2中「 殿」を「学校教育課長」に改める。

様式第3中「学校教育課長様」を「学校教育課長」に改め、「㊦」を削る。

様式第4を次のように改める。

様式第4（第9条関係）

電子公印使用（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

課長

学校教育課長

年 月 日付けで承認願のあったことについて、下記のとおり決定したので、犬山市教育委員会公印規則第9条の規定に基づき通知します。

記

1 承認

公印の名称	
電子公印を使用する文書名	
年間使用件数	枚
使用開始時期	年 月 日
備考	

2 不承認
(理由)

(犬山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 犬山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改め、「㊟」を削る。

様式第3及び様式第4中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第5及び様式第6中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第7中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第8中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第9から様式第12までの規定中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第13中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第14から様式第17まで、様式第19、様式第20及び様式第22から様式第24までの規定中「犬山市教育委員会 殿」を「犬山市教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

犬山市教育委員会第37号議案

犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部を改正する規則について

犬山市勤労青少年ホーム管理規則等を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月15日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、二重敬称の見直しのため必要があるからである。

犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部を改正する規則

(犬山市勤労青少年ホーム管理規則の一部改正)

第1条 犬山市勤労青少年ホーム管理規則（昭和49年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第3中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

(犬山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 犬山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第4中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

(犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則の一部改正)

第3条 犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第3中「犬山市長 様」を「犬山市長」に改める。

様式第4中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第5中「犬山市長 様」を「犬山市長」に改める。

(犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1（その1）、様式第3、様式第5から様式第7まで及び様式第9中「犬山市長 様」を「犬山市長」に改める。

(犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第3中「犬山市教育委員会様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第4及び様式第5中「犬山市長様」を「犬山市長」に改める。

(犬山市武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 犬山市武道館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第5中「犬山市教育委員会様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第6及び様式第7中「犬山市長様」を「犬山市長」に改める。

(犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 犬山市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第5中「犬山市教育委員会様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第6及び様式第7中「犬山市長様」を「犬山市長」に改める。

(犬山市立図書館管理規則の一部改正)

第8条 犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第4、様式第5、様式第7、様式第8及び様式第10中「犬山市立図書館長様」を「犬山市立図書館長」に改める。

(犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 犬山市野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正す

る。

様式第 1 中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第 3 中「犬山市教育委員会様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第 4 及び様式第 5 中「犬山市教育委員会様」を「犬山市長」に改める。

(犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 10 条 犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成 15 年教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 及び様式第 3 中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第 5 及び様式第 6 中「犬山市長 様」を「犬山市長」に改める。

(内田多目的広場テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 11 条 内田多目的広場テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則(平成 29 年教育委員会規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 及び様式第 3 中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第 4 中「犬山市長 様」を「犬山市長」に改める。

(するすみふれあい広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 12 条 するすみふれあい広場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 30 年教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1、様式第 3 及び様式第 5 中「犬山市教育委員会 様」を

「犬山市教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

犬山市教育委員会第38号議案

犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部改正について

犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月15日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市個人情報保護条例の引用見直し等に
あたり、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

犬山市ファミリー・サポート・センターの設置及び運営に関する規則（平成28年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

様式第1 (第7条関係)

(表)

犬山市ファミリー・サポート・センター入会申込書 (援助会員用)

年 月 日

犬山市教育委員会

次のとおり犬山市ファミリー・サポート・センターへの入会を申し込みます。

写 真

会員区分		援助会員		
フリガナ				
申込者氏名		男・女	生年月日	年 月 日
住 所		〒		
電話番号		() -		
緊急連絡先		() -		
援助できる曜日と時間	曜日	時 間		援助できる内容 1 保育園、幼稚園、小学校、児童館等 (以下「保育園等」という。) へ児童を送迎すること。 2 保育園等の始業時間前又は就業時間後に児童を預かること。 3 児童が軽度の傷病の場合等臨時的または突発的な事由により児童を預かること。 4 その他 () ※援助できる項目に○印を付ける。
		午前	午後	
	月	: ~ :	: ~ :	
	火	: ~ :	: ~ :	
	水	: ~ :	: ~ :	
	木	: ~ :	: ~ :	
	金	: ~ :	: ~ :	
	土	: ~ :	: ~ :	
日	: ~ :	: ~ :		
備考				車での送迎 可 (自動車任意保険 加入・未加入) 不可


※下欄は記入しないでください。

入会日	年 月 日	会員番号	No.	受付印
退会日	年 月 日			
説明会参加状況				

(裏)

家族構成	フリガナ 氏 名	申込者との続柄 生年月日	フリガナ 氏 名	申込者との続柄 生年月日
		本人(申込者) 年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日

特記事項	----- ----- ----- ----- ----- -----
------	--

自宅周辺の状況(地図)	
	※目標や道しるべになるものは、詳しく書いてください。

〈お願い〉 記載事項に変更があった場合は、事務局までご連絡ください。

備考

様式第2 (第7条関係)

(表)

犬山市ファミリー・サポート・センター入会申込書 (依頼会員用)

年 月 日

犬山市教育委員会

次のとおり犬山市ファミリー・サポート・センターへの入会を申し込みます。

写 真

会員区分	依頼会員				
フリガナ		男	生年月日	年 月 日	
申込者氏名		女			
住 所	〒				
電 話 番 号	() -				
緊急連絡先	() -				
援助の必要な児童の状況	氏 名	生年月日	年齢	性別	保育園、小学校等の名称
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
かかりつけの病院など	診療科	病院等の名称	電話番号	備考	
	内 科				
	外 科				
	歯 科				
	その他				

※下欄は記入しないでください。

入 会 日	年 月 日	会員番号	No.	受付印
退 会 日	年 月 日			
説 明 会 参加状況				

様式第4中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

犬山市教育委員会第39号議案

犬山市立幼稚園条例施行規則及び犬山市子ども・子育て支援法
施行細則の一部改正について

犬山市立幼稚園条例施行規則及び犬山市子ども・子育て支援法施行
細則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月15日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、引用する子ども・子育て支援法の改正等により、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市立幼稚園条例施行規則及び犬山市子ども・子育て支援法
施行細則の一部を改正する規則

(犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正)

第1条 犬山市立幼稚園条例施行規則（平成27年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

様式第1及び様式第4中「幼稚園長様」を「幼稚園長」に改める。

様式第6中「犬山市長様」を「犬山市長」に改める。

(犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第2条 犬山市子ども・子育て支援法施行細則（平成28年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

様式第1、様式第2及び様式第8から様式第10までの規定中「犬山市教育委員会様」を「犬山市教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

○犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）		旧（改正前）	
(定員) 第2条 略		(定員) 第2条 略	
名称	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条 第1号の認定を受けた幼児の定員	名称	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条 第1項第1号の認定を受けた幼児の定員
略	略	略	略

○犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）		旧（改正前）	
(育児休業を事由とする教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定) 第4条 略		(育児休業を事由とする教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定) 第4条 略	
(1) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者を除く。）		(1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者を除く。）	
(2) 法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者に限る。）のうち、当該年度の初日から引き続き内閣府令第1条の5各号（第9号を除く。）に掲げる事由により特定教育・保育施設等を利用するもの		(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども（当該年度中に満3歳に達する者に限る。）のうち、当該年度の初日から引き続き内閣府令第1条の5各号（第9号を除く。）に掲げる事由により特定教育・保育施設等を利用するもの	
(3) 及び(4) 略		(3) 及び(4) 略	

犬山市教育委員会第40号議案

犬山市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正について

犬山市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月15日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、申請書等の各種様式に係る二重敬称を解消するため必要があるからである。

犬山市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(犬山市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 犬山市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成28年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1中「犬山市教育委員会様」を「犬山市教育委員会」に改める。

(犬山市立保育園条例施行規則の一部改正)

第2条 犬山市立保育園条例施行規則(平成28年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1(その1)中「犬山市教育委員会様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第1(その2)及び様式第4中「犬山市教育委員会様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第6及び様式第7を次のように改める。

様式第6 (第16条関係)

延長保育利用許可申請書

年 月 日

犬山市教育委員会

保護者 住所
氏名

延長保育を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

園 名		園 (土曜保育利用園 園)			
児 童 名		生年月日 (4月1日の年齢)	・	・	歳児
			・	・	歳児
			・	・	歳児
保 護 者 名		父		母	
勤務時間	平日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで
	土曜日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで
	備考				
保育の必要量		<input type="checkbox"/> 保育標準時間利用(最長11時間利用)			
		<input type="checkbox"/> 保育短時間利用(最長8時間利用)			
希望利用時間	平 日	時 分から 時 分まで			
	土 曜 日	時 分から 時 分まで			
希望年月	年 月 から 年 月 まで				
主な送迎者					
(備考)					

様式第7（第16条関係）

延長保育利用許可通知書

年 月 日

様

犬山市教育委員会 ㊟

年 月 日付けで申請のありました延長保育の利用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

園名		園（土曜保育利用園）					
児 童 名		生年月日 (4月1日の年齢)		・ ・		歳児	
				・ ・		歳児	
				・ ・		歳児	
保 護 者 名		父			母		
勤務時間	平日	時 分から	時 分まで	時 分から	時 分まで		
	土曜日	時 分から	時 分まで	時 分から	時 分まで		
	備考						
保育の必要量		<input type="checkbox"/> 保育標準時間（最長11時間利用）		通常保育時間			
				平日	時 分から	時 分まで	土曜日
		<input type="checkbox"/> 保育短時間（最長8時間利用）		通常保育時間			
				平日	時 分から	時 分まで	土曜日
許 可 時 間 時間・料金		平日			土曜日		
		早朝	時 分から	時 分まで	時 分から	時 分まで	
		延長	時 分から	時 分まで	時 分から	時 分まで	
		年 月から 年 月まで		延長保育料			
		月額		円			
(備考)							

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で犬山市教育委員会に対して審査請求することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に犬山市を被告として（訴訟において犬山市を代表する者は犬山市教育委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

(犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部改正)

第3条 犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則(平成28年教育委員会規則第1.1号)の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第4から様式第6までの規定中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

様式第8中「犬山市長 様」を「犬山市長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定(様式第6及び様式第7の改正規定に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

犬山市教育委員会第41号議案

犬山市文化財保護条例施行規則等の一部改正について

犬山市文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和5年3月15日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、申請書等の各種様式に係る二重敬称を解消
するため必要があるからである。

犬山市文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則

(犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第1条 犬山市文化財保護条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1を次のように改める。

様式第1（第6条関係）

犬山市文化財指定調書

年 月 日

犬山市教育委員会

住 所

氏 名 (名称)

犬山市文化財保護条例の規定による指定を受けたいので調書を提出します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 員 数
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 現状（品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等）
- 6 由来及び沿革
- 7 徴証、伝説、作者等
- 8 その他参考となる事項

(添付書類)

- 1 現状を示すキャビネ版写真
- 2 その他文化財の重要性及び保護の必要性を示す参考書類

様式第4から様式第10までを次のように改める。

様式第 4 (第 7 条 関係)

管理責任者選 (解) 任届出書

年 月 日

犬山市教育委員会

住 所

氏 名 (名称)

下記のとおり管理責任者選 (解) 任しましたので届け出ます。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び記号番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 5 管理責任者の氏名 (名称) 及び住所
- 6 管理責任者の職業及び年令
- 7 選 (解) 任年月日
- 8 選 (解) 任理由
- 9 その他参考となる事項

様式第5（第7条関係）

犬山市指定文化財所有者変更届出書

年 月 日

犬山市教育委員会

住 所

氏 名（名称）

下記のとおり文化財の所有者に変更がありましたので届け出ます。

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び記号番号
- 3 旧所有者の氏名（名称）及び住所
- 4 新所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 変更年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考事項

様式第6 (第7条関係)

保持者氏名住所等変更 } 届出書
保持団体所在地、名称等 }
保持者死亡 (保持団体解散)

年 月 日

犬山市教育委員会

住 所
氏 名
(保持団体)

下記のとおり氏名 (住所) 等を変更しましたので届け出ます。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び記号番号
- 3 所在の場所
- 4 変更前の氏名 (名称) 及び住所
- 5 変更後の氏名 (名称) 及び住所
- 6 変更年月日
(保持者死亡の場合は死亡年月日、保持団体、解散の場合は解散年月日)
- 7 その他参考事項
(保持者死亡の場合は死因、保持団体解散の場合はその理由)

様式第7（第7条関係）

滅失（毀損、亡失、盗難）届

年 月 日

犬山市教育委員会

住 所

氏 名（名称及び代表者氏名）

次のとおり滅失し（毀損し、亡失し、盗み取られ）ましたので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び番号
- 3 滅失（毀損、亡失、盗難）発見の年月日
- 4 滅失（毀損、亡失、盗難）の状況及び発見後の処置
- 5 届出者が管理責任者の場合は、所有者の氏名（名称）及び住所
- 6 その他参考となる事項

様式第 8 (第 7 条 関係)

犬山市指定文化財補助金等交付申請書

年 月 日

犬山市長

住 所

氏 名 (名称)

下記のとおり犬山市指定文化財について補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 4 補助金交付申請理由
- 5 所要経費の総額
- 6 補助金交付希望額
- 7 その他参考事項
- 8 添付書類
 - 1 写 真
 - 2 所要経費の見積明細書
 - 3 仕様書

様式第9（第7条関係）

現状変更等許可申請書
(現状変更届)

年 月 日

犬山市教育委員会

住 所

氏 名 (名称及び代表者氏名)

次のとおり現状を変更し（保存に影響を及ぼす行為をし）たいので、許可してください（届け出ます）。

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び番号
- 3 所有者及び権原に基づく占有者の氏名（名称）及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
- 5 現状変更（保存に影響を及ぼす行為）を必要とする理由
- 6 現状変更（保存に影響を及ぼす行為）の内容及び実施の方法
- 7 現状変更（保存に影響を及ぼす行為）の着手及び終了の予定時期
- 8 現状変更（保存に影響を及ぼす行為）に係る施行予定者の氏名（名称）住所及び略歴
- 9 現状変更（保存に影響を及ぼす行為）に要する経費
- 10 現状変更（保存に影響を及ぼす行為）のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更（保存に影響を及ぼす行為）の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 その他参考となる事項

様式第10（第7条関係）

<p>修 理 （ 復 旧 ） 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>犬山市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名（名称及び代表者氏名）</p> <p>次のとおり修理（復旧）しますので、届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 名称及び員数2 指定年月日及び番号3 修理（復旧）を必要とする理由4 修理（復旧）の内容及び方法5 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期6 修理（復旧）の予定期間7 修理（復旧）に係る施行予定者の氏名（名称）住所及び略歴8 修理（復旧）に要する経費9 その他参考となる事項
--

（青塚古墳史跡公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 青塚古墳史跡公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第3、様式第5、様式第7及び様式第9中「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

（犬山城入場登閣料等徴収条例施行規則の一部改正）

第3条 犬山城入場登閣料等徴収条例施行規則（平成21年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第5及び様式第6中「犬山市長 様」を「犬山市長」に改め

る。

(犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1を次のように改める。

様式第 1 (第 5 条関係)

<p>犬山市文化史料館使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>犬山市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">住所又は団体名</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>次のとおり犬山市文化史料館を使用したいので申請します。</p>			
使用施設名			
使用日時	年 月 日 (曜日)	午 時 分から	
	年 月 日 (曜日)	午 時 分まで	
使用の 目的・内容			
使用予定人員			
使用責任者	住 所		
	氏 名	電話番号	
許可条件等	※		

※印の欄は記入しないでください。

様式第 3 を次のように改める。

様式第3 (第7条関係)

犬山市文化史料館使用変更(取消)許可申請書

年 月 日

犬山市教育委員会

住所又は団体名

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号で許可のあった犬山市文化史料館の使用について、次のとおり変更(取消)したいので申請します。

変更内容	区分	変 更 前	変 更 後
	使用日時	年 月 日 (曜日) 午 時 分から 年 月 日 (曜日) 午 時 分まで	年 月 日 (曜日) 午 時 分から 年 月 日 (曜日) 午 時 分まで
使用施設名			
変更(取消)の理由			
添付書類	犬山市文化史料館使用許可書		
備考			

様式第 5 及び様式第 6 を次のように改める。

様式第 5 (第 9 条関係)

犬山市文化史料館観覧料還付申請書			
			年 月 日
犬山市長		住所又は団体名	
		申請者 氏 名	
		電話番号	
次のとおり犬山市文化史料館の観覧料を還付してください。			
観覧(予定)日	年	月	日
観覧料納付日	年	月	日
納付済観覧料	円 (人分)		
還付申請金額	円		
還付を受けようとする理由			
観覧料	既納付観覧料	還付金額	還付年月日
	※ 円	※ 円	※ 年 月 日
添付書類	観覧券		
備 考			

※印の欄は記入しないでください。

様式第6 (第10条関係)

犬山市文化史料館観覧料減免申請書			
			年 月 日
犬山市長			
住所又は団体名			
申請者 氏 名			
電話番号			
次のとおり犬山市文化史料館の観覧料を減免してください。			
観覧目的			
観覧日時			
減額・免除を受けようとする理由			
減免申請額	減額	円	免除
		円	円
決定事項	承認	減免金額及び理由	却下理由
		※	※
観覧料	規定観覧料	減免額	決定観覧料
	※	※	※
	円	円	円
備考			

※印の欄は記入しないでください。

様式第 7、様式第 9、様式第 11、様式第 13 及び様式第 15 中
「犬山市教育委員会 様」を「犬山市教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

犬山市教育委員会第42号議案

犬山城管理委員会規則の一部改正について

犬山城管理委員会規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月15日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城管理委員会の部会的組織である犬山城防災対策検討委員会を設置するため必要があるからである。

犬山城管理委員会規則の一部を改正する規則

犬山城管理委員会規則（平成29年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第10条」を「第12条」に改める。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（犬山城防災対策検討委員会）

第9条 委員会は、犬山城天守及び史跡犬山城跡の防災及び防犯並びにその対策に関する事項について調査し、又は審議するため必要があるときは、犬山城防災対策検討委員会（以下「防災対策委員会」という。）を置くことができる。

2 防災対策委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

3 防災対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 防災対策委員会の委員長（以下この条及び次条において「委員長」という。）は委員の互選により定め、防災対策委員会の副委員長（以下この条及び次条において「副委員長」という。）は委員長が指名する。

5 委員長は、防災対策委員会の事務を掌理する。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（防災対策委員会の招集及び議事）

第10条 防災対策委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときは、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 防災対策委員会は、招集した委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 防災対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 防災対策委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

- 6 委員長は、防災対策委員会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山城管理委員会規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)
第3条 略	第3条 略
2 委員会の委員長(以下この条、次条及び第12条において「委員長」という。)は、委員会を代表し、会務を総理する。	2 委員会の委員長(以下この条、次条及び第10条において「委員長」という。)は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 略	3 略
<u>(犬山城防災対策検討委員会)</u>	
第9条 委員会は、犬山城天守及び史跡犬山城跡の防災及び防犯並びにその対策に関する事項について調査し、又は審議するため必要があるときは、犬山城防災対策検討委員会(以下「防災対策委員会」という。)を置くことができる。	
2 防災対策委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。	
3 防災対策委員会に委員長及び副委員長を置く。	
4 防災対策委員会の委員長(以下この条及び次条において「委員長」という。)は委員の互選により定め、防災対策委員会の副委員長(以下この条及び次条において「副委員長」という。)は委員長が指名する。	
5 委員長は、防災対策委員会の事務を掌理する。	
6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。	
<u>(防災対策委員会の招集及び議事)</u>	
第10条 防災対策委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときは、教育委員会が招集する。	
2 委員長は、会議の議長となる。	
3 防災対策委員会は、招集した委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。	
4 防災対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
5 防災対策委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。	
6 委員長は、防災対策委員会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。	
第11条及び第12条 略	第9条及び第10条 略

犬山市教育委員会第43号議案

犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員）の委嘱及び退任について

犬山市史編さん委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。また、退任の申出により別紙のとおり退任するものである。

令和5年3月15日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員）の委嘱及び退任をする必要があるからである。

犬山市史編さん委員会専門部会調査執筆委員及び調査協力員名簿（案）

（任期：審議期間）

No.	職名	氏名	所属等	備考
1	調査執筆委員	久保正明	愛知学院大学非常勤講師・豊田市史資料調査会	歴史班
2	調査執筆委員	関口哲矢	大同大学など非常勤講師	歴史班
3	調査執筆委員	岡佑哉	愛知学院大学非常勤講師	歴史班
4	調査執筆委員	山中海瑠	名古屋大学大学院人文学研究科・博士前期課程	民俗班
5	調査執筆委員	永田幸枝	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所研究員	地理班
	調査執筆委員	加藤秋人	名古屋経済大学経済学部准教授 地域連携センター副センター長	地理班
6	調査執筆委員	村山徹	名古屋経済大学経済学部准教授	地理班
7	調査執筆委員	望月友恵	特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 主任研究員	観光・文化班
8	調査執筆委員	大島敏裕	拠点校指導教員 (犬山西小学校・羽黒小学校)	観光・文化班
9	調査協力員	井上宗一郎	安祥文化のさと地域運営共同体・総括責任者	民俗班
10	調査執筆委員	後藤真司	(一社) 犬山市観光協会	観光・文化班
11	調査執筆委員	石川慶一郎	愛知工業大学 地域防災研究センター ポストドクトラル研究員	地理班
12	(臨時委員) 調査協力員	長岡昭雄	石上げ祭伝承保存会	民俗班 (石上げ祭関係) ※委嘱の日から調査終了まで
13	調査執筆委員	富樫幸一	岐阜大学 地域科学部 特任教授・名誉教授	地理班

退任

新規

(1) 設置について

- ・犬山市史の編さんに関する事項について専門的な見地から調査及び検討を行うために設置。
- ・委員は犬山市史編さん委員会規則第5条に基づき、委員長が指名し、教育委員会が委嘱する。
- ・専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

(2) 部会の開催について

- ・年4回程度開催予定。

(3) 本会議の女性比率は15.4%。

※市史編さんの作業にあたり、歴史班、地理班、民俗班、観光・文化班の4班に分かれて活動する。

調査執筆委員は専門部会委員の指導の下、調査や執筆を行う。

調査協力員は、専門部会委員の指導の下、調査を行う。